

誓約書

年 月 日

佐賀県知事 様

浄化槽設置者 住所
氏名

今般、佐賀県 において浄化槽を設置するに当たり、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302：2000）」に基づく処理対象人員の算定方法では、住宅の延べ床面積が 130 m²を超えることにより処理対象人員が 7 人となりますが、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

このため、同基準のただし書きの適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が 5 人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては自らの責任において適切な規格（人槽）の浄化槽へ切替・交換を行う必要が生じる場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って居住人員は 5 人以下であり、1 日あたり予定使用水量が 1, 0 0 0 リットルを超えることとなることはありません。
- 2 当該浄化槽に係る住宅においては、設置する浄化槽の処理能力以上に排水の BOD 量が高くなる要因はありません。
- 3 浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適正に実施し、また、浄化槽法施行規則第 1 条（使用に関する準則）を遵守することにより、生活環境を保全します。
- 4 上記 1,2 の項に相違する事態となる等の要因で法定検査または行政庁等が行う検査の結果が「不適」と判断された場合、清掃の回数を増やすなど必要な対応を行うほか、それでもなお改善しない場合には、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換を行うなど、行政庁の指示に従い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 6 浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。